

指定居宅介護支援事業所 管理者 様

南部町長 工藤 祐直  
(公印省略)

## 短期入所利用日数が認定有効期間の半数を超えるケアプランの届出について (通知)

平素より、介護保険制度及び高齢者福祉行政の推進につきまして、ご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度、南部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第 16 条第 24 号の規定に基づき、短期入所生活介護及び短期入所療養介護（以下「短期入所」という。）の利用について居宅サービス計画を確認することとなりました。

つきましては、短期入所利用日数が認定有効期間の半数を超えるケアプランについて、下記のとおり届け出くださいますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 届出対象

令和 2 年 8 月 1 日以降に作成または変更した短期入所利用日数が認定有効期間の半数を超える（見込み）居宅サービス計画

#### 2. 提出書類

- ・短期入所利用日数が認定有効期間の半数を超えるケアプランの届出書(兼理由書)
- ・基本情報（フェイスシート）
- ・アセスメントシート
- ・課題整理総括表（※作成していない場合は不要）
- ・居宅サービス計画（第 1 表～第 4 表、第 6 表～第 7 表）
- ・施設入所申し込み書類（写）

#### 3. 提出期限

- ・短期入所を認定有効期間の半数を超えて利用することが確定した時、遅くとも短期入所利用が認定有効期間の半数を超える見込みの前月末まで
- ・ケアプラン作成時に明らかに短期入所利用が認定有効期間の半数を超える見込みの場合はなるべく速やかに、遅くとも作成月の末まで

#### 4. 提出先

南部町健康福祉課 介護保険班（南部町健康センター 1 階） ※郵送可

#### 5. 提出されたケアプランの取扱い

- ・提出書類一式の内容について、適正なケアマネジメントが行われているかどうかを確認します。（ヒアリングや照会等を行う場合があります。）
- ・南部町が必要と判断する場合には、事業所へサービス内容等の是正・改善を求める場合があります。

#### ( 担 当 )

南部町健康福祉課 介護保険班  
〒039-0595 南部町大字下名久井字白山 91 番地 1  
電話：0178-60-7101（直通）  
Fax：0178-76-3904